

イ ン ド

目 次

1. 侵害対策関連法令.....	1
2. 侵害対策関係機関.....	2
3. 侵害の定義.....	7
4. 侵害の発見から解決までのフロー.....	16
5. 侵害に対する救済手段.....	21
6. 留意事項.....	29
7. その他の関連団体.....	30

1. 侵害対策関連法令

1. 1 特許法 (2005 年法)

The Patent Act, 1970 as amended 1999, 2002 and 2005

第 48 条 特許権者の権利

第 108 条 侵害訴訟による救済

1. 2 意匠法

The Design Act, 2000, formerly The Design Act 1911

第 22 条 登録意匠の侵害行為

1. 3 商標法

The Trade Marks Act, 1999, formerly The Trade and Merchandise Act 1958

第 27 条 非登録商標侵害による権利行使不能

第 29 条 登録商標の侵害

第 75 条 証明商標の侵害

1. 4 著作権法

The Copyright Act, 1957

第 51 条 著作権の侵害

1. 5 半導体集積回路配置法

The Semiconductor Integrated Circuit Layout-Design Act, 2000

第 18 条 回路配置の侵害

1. 6 植物品種の保護及び農家の権利法

The Protection of Plant Varieties and Farmer' s Rights Act, 2001

第 64 条 侵害

1. 7 商品の地理的表示（登録及び保護）法

The Geographical Indications of Goods (Registration and Protection) Act, 1999

第 22 条 登録された地理的表示の侵害

1. 8 会社法

The Companies Act, 1956

第 20 条 好ましくない会社名の不認可

第 22 条 会社名の修正

2. 侵害対策関係機関

2. 1 名 称： 特許意匠商標省

The Controller General of Patents, Designs & Trade Marks

特許は本部がコルカタで、チェンナイ、ニューデリーおよびムンバイに支部があり、商標は本部がムンバイで、コルカタ、チェンナイ、アーメダバードおよびニューデリーに支部があり、意匠はコルカタの特許局内に本部があります。

WEB : <http://www.patentoffice.nic.in/>

特許 <http://ipindia.gov.in/>

商標 http://ipindia.nic.in/tmr_new/default.htm

地理 <http://ipindia.nic.in/girindia/>

名 称： 特許局 コルカタ本部

The Patent Office, Kolkata Head Office

住所 : Intellectual Property Office Building,
CP-2 Sector V, Salt Lake City,
Kolkata 700091 India

電話 : +91-33-2367~1945, 1946, 1987,

FAX : +91-33-2367-1988,

EMAIL : kolkata-patent@nic.in

名 称 : 特許局 ニューデリー支所

The Patent Office, New Delhi

住所 : Intellectual Property Office Building,
Plot No. 32, Sector 14, Dwarka,
New Delhi 110075 India

電話 : +91-11-2803-4304~4306

FAX : +91-11-2803-4301~4302

EMAIL : delhi-patent@nic.in

名 称 : 特許局 ムンバイ支所

The Patent Office, Mumbai

住所 : Boudhik Sampada Bhawan, S.M. Road,
Near Antop Hill Post Office, Antop Hill,
Mumbai 400 037 India

電話 : +91-22-2413-7701, 2414-1026, 2415-0381, 2414-8165, 2417-1457

FAX : +91-22-2413-0387

EMAIL : mumbai-patent@nic.in

名 称 : 特許局 チェンナイ支所

The Patent Office, Chennai

住所 : Intellectual Property Office Building,
G. S. T. Road, Guindy,
Chennai 600032 India

電話 : +91-44-2250-2081~2084

FAX : +91-44-2250-2066

EMAIL : chennai-patent@nic.in

名 称 : 特許局 意匠部門

The Patent Office (Designs Wing),

住所 : Intellectual Property Office Building,
CP-2 Sector V, Salt Lake City,
Kolkata 700091 India

電話 : +91-33-2367~1945, 1946, 1987,

FAX : +91-33-2367-1988,

EMAIL : kolkata-patent@nic.in

(注意) 意匠出願はすべての特許局各支所で受領されます。

2. 2 名 称 : 商標登録局 ムンバイ本部

The Trade Marks Registry, Mumbai (Head Office)

住所 : Bhoudhik Sampada Bhavan,
Near Antop Hill Head Post Office,
S.M. Road , Antop Hill,
Mumbai 400037 India

電話 : +91-22-2410-1144, 2410-1177, 2414-8251, 2411-2211

FAX : +91-22-2412-0808, 2413-2295

EMAIL : tmmum@bom5.vsnl.net.in

名 称 : 商標登録局 コルカタ支所

The Trade Marks Registry, Kolkata

住所 : Intellectual Property Office Building,
CP-2 Sector V, 5th floor, Salt Lake City,
Kolkata 700091 India

電話 : +91-33-2367-5975, 2848, 7307

FAX : +91-33-2367-7311

EMAIL : mail : tmrcalbr@cal2.vsnl.net.in

名 称 : 商標登録局 ニューデリー支所

Trade Marks Registry, Delhi

住所 : Intellectual Property Office Building,
Plot No. 32, Sector 14, Dwarka,
New Delhi 110 0075 India

電話 : +91-11-2808-2915~2916

FAX : +91-11-2808-2917

EMAIL : tmrdel@vsnl.net.in

名 称： 商標登録局 チェンナイ支所

The Trade Marks Registry, Chennai

住所： Intellectual Property Office Building,
G. S. T. Road, Guindy,
Chennai 600032 India

電話： +91-44-2250-2041

FAX： +91-44-2250-2042

EMAIL： tmrchennai@nic.in

名 称： 商標登録局 アーメダバード支所

Trade Marks Registry, Ahmadabad

住所： 15/27 National Chambers, 1st floor,
Ashram road,
Ahmadabad 380009 India

電話： +91-79-2658-0567

FAX： +91-79-2658-6763

EMAIL： tmrahm@ad1.vsnl.net

2. 3 名 称： 地理的表示登録局

The Geographical Indication Registry

住所： Intellectual Property Office Building,
G. S. T. Road, Guindy,
Chennai 600032 India

電話： +91-44-2250-2091～2093 & 98,

FAX： +91-44-2250-2090

EMAIL： gir-ipo@nic.in

2. 4 名 称： 人材開発省 高等教育部 著作権課

Copyright Division.

Department of Higher Education

Ministry of Human Resource Development

住所： B - 2/W - 3, Curzon Road Barracks
Kasturba Gandhi Marg
New Delhi 110001 India

電話： +91-11-2338-2436, 2338-2549, 2338-2458

Email： copyright@nic.in

2. 5 名 称： 半導体集積回路設計登録局

Semiconductor Integrated Circuits Layout-Design Registry

住所： Room No. 3014-3015

Department of Information Technology

Electronics Niketan, 6 CGO Complex, Lodi Road

New Delhi 110003 India

電話： +91-11-2436-4321

2. 6 名 称： インド仲裁委員会

The Indian Council of Arbitration

住所： Federation House

Tansen Marg,

New Delhi 110001 India

電話： +91-11-2373-8760~8770, 2371-9103

FAX： +91-11-2332-0714~0770, 2372-1504

Web： www.ficci.com/icanet

2. 7 名 称： 裁判外紛争解決国際センター 本部

The International Centre for Alternative Dispute Resolution

住所： Plot No. 6

Vasant Kunj Institutional Area

Phase-II

New Delhi 110 070 India

電話： +91-11-2610-6704, 9706, 6593-1884, 1886

FAX： +91-11-2613-9707

Web： www.icadr.nic.in

EMAIL： icadr@nic.in,

名 称： ハイデラバード支所

Regional Centre HYDERABAD

住所： 10th Floor, Gagan Vihar Building

M J Road, Nampally

Hyderabad - 500 001 Andhra Pradesh India

TEL： +91-40-2473-1514

FAX： +91-40-2474-5165

EMAIL : icadr_hyd@dataone.in

名 称 : バンガロール支所

Regional Centre BANGLORE

住所 : Karnataka Judicial Academy

Crescent Road

Bangalore - 560 001 Karnataka India

TEL&FAX : +91-80-2235-2663

EMAIL : icadr_bgr@dataone.in

2. 8 名 称 : インターネットアドレス紛争解決委員会

Internet Address Dispute Resolution Committee

National Internet Exchange of India

住所 : Incube Business Center,

5 level, 18, Nehru Place,

New Delhi 110 193 India

電話 : +91-11-3061-4624, 4625

FAX : +91-11-3061-4629

EMAIL : info@nixi.in

3. 侵害の定義

3. 1 特許権の侵害

特許権の侵害は、特許法により特許権者が有する権利を侵害する行為となり、製品と方法の2つにより、侵害の態様は次の通りです。

- 特許が物品や材料の場合、特許権者の承諾なく、特許製品の製造、使用、販売、販売目的の所持、販売の申出、または輸入をする行為（特許法第48条(a)）
- 特許が製造方法の場合、権利者の承諾なく、特許された方法の使用、特許された方法を使用した物品や材料の生産、販売、販売目的の所持、販売の申出、または輸入をする行為（特許法第48条(b)）
- 侵害品をつくる目的の主要な機材や装置も侵害を構成する（特許法108条(2)項）
- 侵害の誘引や侵害品と知っていて販売する行為も侵害を構成する

例外規定

- (1) インド政府もしくはその代理人の専用目的で、特許付与対象の機械、装置、その他の物品や方法の使用によって作られた機械、装置、その他の物品を製造及び輸入する行為（特許法第 47 条(1)）
- (2) インド政府もしくはその代理人の専用目的で、特許付与対象方法を使用する行為（特許法第 47 条(2)）
- (3) 実験、研究及び教育目的で、特許付与対象の機械、装置、その他の物品や方法の使用によって作られた機械、装置、その他の物品を使用する行為（特許法第 47 条(3)）
- (4) インド政府もしくはその代理人である薬局、病院などの専用目的で、特許された医薬品を輸入する行為（特許法第 47 条(4)）
- (5) 外国において登録された船舶、航空機、車両などが、インド領内に一時的または偶発的に立ち入った状況下、船体、航空機、車両及びもしくはその付属品における特許された発明の使用。なお、同様の規定がない国で登録された船舶などには適用されない。（特許法第 49 条）
- (6) インド政府もしくはその代理人の専用目的での出願中もしくは認可済みの発明の使用（特許法第 100 条）
- (7) インド及びインド以外の国において製品の製造や販売のための法規制により求められる開発や情報の提出のための特許発明の合理的な使用（特許法第 107A 条(a)）
- (8) 特許権者よりその製品の販売や流通を承認された者から、その特許製品を輸入する行為（特許法第 107A 条(b)）

なお、インドには小特許や実用新案の制度はありません。

保護期間：出願日から 20 年間

3. 2 意匠権の侵害

意匠権の侵害の態様は次の通りです。

- 意匠権者の承諾なく、販売目的で、意匠が登録された分類の物品に意匠権を使用、偽造または模倣する行為、または意匠権をそのように使用されるようにする行為（意匠法第 22 条(a)）
- 意匠権者の承諾なく、意匠が登録された分類の物品に意匠権を使用、偽造または模倣された物品を販売目的で輸入する行為（意匠法第 22 条(b)）

- 意匠が登録された分類の物品に意匠権を使用、偽造または模倣されていることを知りながら、販売目的で物品を発表、陳列するか、発表、陳列させる行為（意匠法第 22 条(c)）

保護期間：登録日から 10 年間、5 年間の延長が可能、最大 15 年間

3. 3 商標権の侵害

商標権の侵害には登録商標の侵害、証明商標の侵害及び非登録商標の侵害は認めていませんがパッシングオフ（詐称通用）による侵害を認めており、従って、3つの態様があります。

- 登録商標権侵害

- (1) 登録商標権者や使用許諾者でないものが、登録商標と同一または類似する商標を、その登録商標の指定商品もしくはサービスにおける取引で使用する行為もしくは登録商標の使用であると誤認されるような使用行為（商標法第 29 条(1)）
- (2) 登録商標権者や使用許諾者でないものが、商標を業として、次のような態様で使用し、公衆を誤認させるか、関連があるように思わせる行為の場合；
 - (a) 登録商標と同一の商標を、その登録商標の指定商品もしくはサービスと類似する商品もしくはサービスにおける使用
 - (b) 登録商標と類似する商標を、その登録商標の指定商品もしくはサービスと同一の商品もしくはサービスにおける使用
 - (c) 登録商標と同一の商標を、その登録商標の指定商品もしくはサービスと同一の商品もしくはサービスにおける使用（商標法第 29 条(2)）
- (3) 登録商標権者や使用許諾者でないものが、商標を業として、次のように商標を使用する場合
 - (a) 登録商標と同一または類似する商標の使用
 - (b) その登録商標の指定商品もしくはサービスと類似しない商品もしくはサービスにおいての商標の使用
 - (c) その登録商標がインドで著名と認められており、その商標の顕著性や著名性に対する不公平または不利益をもたらすような商標の使用（商標法第 29 条(4)）
- (4) 登録商標を商号や商号の一部、またはその登録商標の指定商品もしくはサービスでの事業の名前または事業の名前の一としての商標

を使用する行為（商標法第 29 条(5)）

(5) 登録商標を使用する権限がないことを知りながら、登録商標を商品のラベルや包装などの業務用紙または商品やサービスの広告における使用行為（商標法第 29 条(7)）

(6) 登録商標を次のように広告において使用する場合

(a) 工業または商業における公正な取引に反する、または弱みにつけ込むように使用する行為

(b) 顕著性に不利益をもたらすように使用する行為

(c) その商標の著名性に反するように使用する行為

(商標法第 29 条(8))

(7) その登録商標の顕著な要素が言葉や用語から構成されており、会話や視覚的使用などによる使用（希釈化）（商標法第 29 条(9)）

例外規定

(1) 使用が商品またはサービスの種類、品質、数量、目的、価値、原産地、生産または提供時期及びその他の特性を表示する商標の使用

(2) 条件または制限の付いた登録商標を登録の効力が及ばない条件下での商標の使用

(3) 商標権者またはその許諾者により登録商標が使用された商品やサービスで、その後抹消または削除されなかったか、その使用に明示的または黙示的使用の同意がある商標の使用

(4) 合法的に登録商標が使用されている商品やその他の商品やサービスに使用する場合において、その使用が合理的に必要であり、そうした取引の関連を表示する以外のものではない商標の使用

(5) 商標法に基づき登録された同一または相互に類似する商標の一つの合法的使用

(6) 品質が変化した場合を除き、合法的に取得された商品の販売

(7) 工業または商業上の公正な取引方法による使用で、商標の識別性や著名性をそこなわない商標の使用

(商標法第 30 条)

● 登録証明商標権侵害

証明商標権者や使用許諾者またはその規約上の使用者でないものが、登録証明商標と同一または類似する商標を、その登録証明商標の指定商品もしくはサービスにおける取引で使用する行為もしくは登録証明商標の使用であ

ると誤認されるような使用行為（商標法第 75 条）

例外規定

（1） 条件または制限の付いた登録商標を登録の効力が及ばない条件下での商標の使用

（2） 証明商標権者またはその使用許諾者またはその規約上の使用者により登録証明商標が使用された商品やサービスで、その後抹消または削除されなかったか、その使用に明示的または黙示的使用の同意がある商標の使用、なお規約に違反するものは除かれる

（3） 商標法に基づき登録された同一または相互に類似する証明商標の一つの合法的使用

（商標法第 76 条）

● パッシングオフ（詐称通用）

商品やサービスを他人のものであるかのように誤認や不当表示する行為
商標法第 27 条第 1 項は商標が登録されていない場合、商標権の権利者は侵害に対して、使用差止めや損害賠償など法的措置を取ることにはできないと規定していますが、同第 2 項では、商標法上の規定は商品やサービスに対するパッシングオフに対する権利の行使や救済について影響を及ぼすものではないと規定し、コモンロー上の権利を認めています。（商標法第 27 条）

また、会社法には好ましくない名前の不認可の規定があり、商標法により登録されているか出願中の商標と同一か非常に類似する商号の登録は好ましくないとしており、商標登録局と協議するとしています。（会社法第 20 条(2)(ii)及び(3)）

さらに、同一か類似する登録商標がある場合、商標権者からの 5 年以内の請求により、中央官庁からの指示に基づき 3 か月以内（指定により更に長い期間もある）に修正しなければならないと規定されています。（会社法第 22 条(1)）

なお、修正の対応がなされない場合は、放置日数に応じた罰金が科せられます。（会社法第 22 条(2)）

保護期間： 出願日から 10 年間、その後 10 年毎の更新が可能

なお、2003年以前の旧法中は7年間

3. 4 著作権の侵害

著作権の侵害の態様は次の態様となります。

- 許諾なくもしくは許諾条件に反して、著作権者に認められる独占的権利である複製、コピーの頒布、実演、伝達、翻訳などを行うこと、また伝達の場所を提供すること
- 著作物の侵害物を販売または賃貸の目的での作成、その販売もしくは貸与、または展示もしくは販売や賃貸の申出、もしくは販売目的または著作権者に損害を及ぼすような頒布、一般的展示会での展示、輸入者の私的な利用を除き輸入すること
(著作権法第51条)

例外規定

(1) 研究を含む私的使用及びその著作物に限らず批評や論評の目的で文学、演劇、音楽または美術著作物の公正な取扱い (fair dealing) をする行為

(2) コンピュータプログラムの合法的所有者による個人的利用のための複製または翻案物の作成、その他必要な情報の収集、機能の確認や研究、試験をする行為

(3) 新聞、雑誌などの定期刊行物、放送もしくは映画や写真など時事報道目的で文学、演劇、音楽または美術著作物の公正な取扱いをする行為

(4) 司法手続き、議員、法律の規定に基づく目的で文学、演劇、音楽または美術著作物を複製する行為

(5) 文学または演劇著作物の合理的な要約を大衆の前で朗読や暗誦する行為

(6) 善意で教育目的に主に著作権のない作品の編集物を作成する行為

(7) 教育活動において、文学、演劇、音楽または美術著作物を複製する行為、及び映画フィルムもしくは録音物を観衆に実演または伝達する行為

(8) 著作権者の同意に基づき複製、改変、翻案がされ、その表示と使用料が支払われている文学、演劇、音楽著作物の録音物を作成する行為

(9) 美術著作物の著作権所有者でない原著作者が当該著作物のために自己が作成した鋳型、鋳造物、素描、設計図、模型または試作を使用する行為

(10) 居住施設の共用場所でのその居住者のため、もしくは非営利目的の団体で録音物を聴取させる行為

(11) 無報酬または宗教的機関のためにおこなわれるアマチュアの団体による文学、演劇または音楽著作物を実演する行為

(12) 新聞、雑誌または定期刊行物などの時事の経済、政治、社会または宗教上のテーマに関する記事を複製する行為（複製を禁じるものは除く）

(13) 公共図書館における当該図書館での利用目的のために複製する行為

(14) 調査もしくは私的研究または発行を目的として、公衆が利用できる図書館、美術館または他の機関が保有する未発行の文学、演劇または音楽著作物を複製する行為

(15) 官報、立法府の法律解説、各種報告書、裁判所などの判決や命令を複製する行為（複製を禁じるものは除く）

(16) 建築著作物の絵画、図画、版画もしくは写真の作成もしくは発行、または建築著作物を展示する行為

(17) 公共の場所に設置された彫刻またはその他の美術著作物の絵画、図画、版画または写真、映画フィルムの作成または発行する行為

(18) 著作権者の許諾により作られた建築物または建造物を当初建築された建築図面または設計図に従って再建する行為

(19) 善意の宗教的儀式または中央政府もしくは州政府もしくは地域当局が行う公式行事の過程で、文学、演劇または音楽著作物を実演、または当該著作物もしくは録音物を公衆に伝達する行為

（著作権法第 52 条）

保護期間：

(1) 著作者の死亡の翌年の初めから 60 年間

(2) 著作者が匿名またはペンネームの場合、発表の翌年の初めから 60 年間

(3) 写真、映画、録音、政府著作物などは発表日の翌年の初めから 60 年間

3. 5 半導体集積回路配置権の侵害

半導体集積回路配置権の侵害は次の態様となります。

- 回路配置権者や使用許諾者でないものが、半導体回路などに組み込む如何を問わず、その登録回路配置の全部もしくは一部を複製する行為

- 取引目的での、登録回路配置もしくはそれが組み込まれた半導体回路またはその半導体回路が組み込まれた物品を輸入、販売或いは頒布する行為
(半導体集積回路配置法第 18 条 (1))

例外規定

- (1) 登録回路配置についての科学的評価、分析、研究もしくは教育をするために複製する行為 (半導体集積回路配置法第 18 条 (2))
- (2) 登録回路配置についての科学的評価や分析により、別の独創的な回路配置やその登録回路配置の登録される前にそれを含んだ別の回路配置を創造する行為 (半導体集積回路配置法第 18 条 (3))
- (3) 登録回路配置の存在を知らない期間にその回路配置を含む半導体集積回路またはそれを含む物品についての行為もしくは指示による行為 (半導体集積回路配置法第 18 条 (5))
- (4) 上記 (3) の商品を購入した者 (半導体集積回路配置法第 18 条 (6))
- (5) 回路配置権者や使用許諾者により上市された登録回路配置もしくはそれが組み込まれた半導体回路またはその半導体回路が組み込まれた物品 (半導体集積回路配置法第 18 条 (7))
- (6) 登録回路配置と同じものを独自に創造した場合、その者による行為 (半導体集積回路配置法第 18 条 (8))

保護期間：

出願日もしくはインド国内外で初めて商業利用された日のどちらか早い日から 10 年間

3. 6 植物品種の保護及び農家の権利の侵害

植物品種権の侵害は次の態様となります。

- 植物品種栽培権者や使用許諾者でないものが承諾なく、登録された品種を販売、輸出入または提供する行為
- 登録された品種と同一若しくは誤認されるほど類似するようなその他の品種を使用、販売、輸出入または提供し、一般の人に混同を起こさせるような行為
(植物品種の保護及び農家の権利の保護法第 64 条)

例外規定

- (1) 植物品種栽培者が侵害の時点で植物品種の登録を知らなかった場合（植物品種の保護及び農家の権利の保護法第 42 条（1））
- (2) 中央政府または政府機関の下で作業する者による善意での若しくは法規則に従い行われる行為（植物品種の保護及び農家の権利の保護法第 88 条）

なお、インドが原産とされる米の種類であるバスマティ（Basmati）の地理的表示問題はよく知られており、これ以外にも紅茶のダージリン、薬木のニーム（センダン）などは各国で大きな問題となっています。これら以外にもサリーのカンチープラムシルク、アルファンゾマンゴー、コラプリサンダル、またビカネリ、ヒマーチャル、カシミールなど地理的表示は多くありますので、商標出願や使用では注意が必要です。

保護期間：

- (1) 樹木やブドウは、登録日から最長 18 年間
- (2) 現存植物は中央政府の確認日から最長 15 年間（種子法 1966 年）
- (3) その他の植物は、登録から最長 15 年間

3. 7 商品の地理的表示（登録及び保護）権の侵害

商品の地理的表示権の侵害は次の態様となります。

- その商品の本来の原産地ではないそれらの商品の原産地の指定や説明において大衆を誤認させるような方法で使用する行為
- その登録された地理的表示のパッシングオフを含む不公正取引方法における使用行為
- その商品の原産地として文言上、国、地域や地方は正しいくとも、その登録された地理的表示に関連するような他の国、地域や地方の原産と誤認させるような別の地理的表示を使用する行為
- その本来の原産地の産品でないにもかかわらず、商品の正しい原産地を表示し、その本来の原産地の地理的表示の翻訳や「種類」、「スタイル」、「類似」その他類似表示を加えて、その商品が本来の原産であると誤認させるように別の地理的表示を使用する行為
(商品の地理的表示法第 22 条(1), (3))

例外規定

- (1) その地理的表示の許諾使用者により商標が附された商品を合法的に取得した者による、その後の加工や梱包を含む商品の取引にかかる行為

(商品の地理的表示法第 22 条 (4))

保護期間：登録日から 10 年間、更新可能

4. 侵害の発見から解決までのフロー

インドでは急速な経済政策の自由化と経済の発展による社会生活の変化に伴い、主要都市部の人々の生活も豊かになり始め、そのため生活様式が都市型へと変化しており、模倣も同様に拡大しています。インドでの模倣品やその出現状況にはありとあらゆる形が見られるのが現状ですが、模倣品のほとんどは中国から流入するものが多いとされています。具体的には、音楽、映画、ソフトウェアプログラム、衣料品、玩具、電気製品やその消耗品のみならず、医薬品、食品、家庭用品など様々であり、侵害対象となる知的財産権は商標や意匠、また著作権が主なものとなっています。

また、模倣品はインド各地で発見されていますが、例えば、医薬品がインド北部から広がり、ブランドものの衣類は南東部タミル・ナドゥ州から、またソフトウェアプログラムはジャイプル市やプネー市など南西部からなどの地域的な特徴があり、最近ではインドのみならず周辺国のパキスタンやバングラディシュ、スリランカなどにも広がりが見られるだけでなく、アフリカへの模倣品の輸出が増加しています。

一方、インターネットによる被害も数多く報告されており、現地の調査会社や法律事務所へのヒアリングでも、その説明にインターネットでの侵害やドメインの問題も頻出しており、インドにおいてもインターネットでの模倣が急拡大していることがわかります。

インドにおける最近の模倣状況には、次のような特徴がみられます。

- ① 複数の管轄地域に跨った模倣活動
- ② 犯罪組織が絡んだ模倣活動
- ③ 小規模で発見が難しい模倣活動
- ④ 偽名や別名によるインターネットやオークションサイトでの侵害活動
- ⑤ デジタル技術により、当事者でも真正品と見間違える模倣活動
- ⑥ インターネットなどによる非常に速いスピードによる侵害の拡大

また、刑罰の執行が十分できない状況があり、模倣品の取締りばかりでなく、その後の再発防止が難しいことがインドの現状であり、多くの課題を抱えています。

4. 1 侵害の発見

インドではさまざまな侵害の態様がありますので、侵害を発見したとの報告を受けたり、侵害と思われたりする状況になった場合、侵害を発見した現地法人や提携先に依頼し、侵害情報や侵害品の実物の入手に努めるとともに、インターネットのウェブサイト上での侵害状況も含め、侵害が行われている地域、店舗などの場所、また被疑侵害者など侵害に関する詳しい情報の入手に可能な限り努めます。

そして、収集された侵害品や侵害相手の情報を分析し、確かに侵害品であるか否か、いずれの知的財産権が侵害されているかなど、侵害状況の初期判断を行います。入手できた情報が不十分である場合、一般的には現地の法律事務所や調査会社に連絡をとり、侵害の実体、状況や範囲を再確認することで、侵害者を含め侵害の実態を把握します。

4. 2 証拠の収集

知的財産権者にとって重要なことは、侵害の事実を確認するために、確かに侵害をしている侵害者から侵害品のサンプルを確実に手に入れることです。こうした侵害の証拠は、調査により入手できる模倣品や侵害品以外にそれらの写真、名刺なども証拠として考えられますので、証拠収集の初期段階はあらゆる資料を入手するようにします。

実際の証拠収集活動では、侵害品の購入、パンフレットの入手、販売店や販売状況など直接侵害につながるものを収集します。また、インターネットでの侵害の場合は、ネット上の証拠を保存します。侵害品の入手が困難である場合は、侵害品の写真やビデオなど間接的に侵害を示す資料を収集します。

侵害品の実物が入手できた場合は、真正品でないこと、品質のレベルを確認します。さらに、侵害品のパッケージやパッケージに表示される商標、品名、出所などの記載を分析して、商標、意匠、特許、また著作権など、いずれの知的財産権が侵害されているのかを判断し、今後の対応方法を決めます。

4. 3 侵害者の特定

侵害者の特定及びその後の手続きは、現地の法律事務所を通じて行うことが一般的ですが、こちらの情報を与えないようにダミーによる取引を行うことで、支払先や模倣品の発送元などから侵害者につながる住所や連絡先の情報を入手することができます。また、インターネットでの侵害の場合は、インターネットのウェブサイト上やその他の関連ウェブサイトから侵害者につながる情報の収集やウェブサイトのドメイン名から Whois などによって侵害者につながる住所や連絡先の情報を収集します。これらの情報に基づき電話帳やインターネット上の名簿などでも、同様に侵害者につながる住所や連絡先などの情報を収集します。最近の事例では、インド国外、例えば中国やアメリカなどに侵害を指揮する拠点を有する場合がありますので、十分な調査が必要な場合もあります。

日本企業の場合は、現地の情報を得ても現場や侵害者の確認の困難度、また侵害者に対する調査活動の漏えいなどのリスクなどを考えて、インドの法律事務所または専門調査会社に依頼することをお勧めします。法律事務所の場合は、調査員を保有する事務所もありますが、通常は調査会社を利用しています。

インドでの調査会社には、模倣品の調査専門会社や商標保護を目的として設立された組織があり、その支援を行っています。これらの調査会社の活動は、主に、模倣品や偽物市場の調査や探索とそれに引く続くレイドの支援を行っており、ニューデリー、ムンバイ、コルカタ、チェンナイなどの主要都市のみならず、ハイデラバード、チャンディーガル、シャイプール、アーメダバード、バンガロールなどインド全域に広がっています。こうした調査会社は、模倣品の販売場所を突き止めて、その模倣品を購入しますが、その対象はオーディオビデオ、プログラムソフトウェア、衣類や電気製品にとどまりません。時には、諜報取引会社を設立し、疑惑源から情報や商品を購入するような活動も行っています。いったん侵害品が確認されると、これらの調査会社はその侵害者の法律上の状況、規模、市場や侵害品を販売している場合はそれらの所有状況を確認する支援も行います。

4. 4 権利行使の判断

知的財産権者は入手した侵害品や情報から侵害事態を判断し、どの知的財産権を行使できるかを確認し、適切な行動を迅速にとることが重要です。また、知的財産権者は侵害者に対する、レイドや民事上の行動を起こす前に、現地の弁護士から成功の可能性や潜在的なリスクについて法的見解を入手することが肝要です。

もし、商標など自社の権利が登録されていない場合には、相手の使用時期、利

用の理由、登録の有無、商標の態様の類否などを検証するとともに、パッシングオフによる対応が可能かどうか、自社の商標の使用開始時期、使用の範囲、著名性などについて検討する必要があります。こうした検討により、おおむね権利行使をしても問題ないような要素が整えば、権利行使でも良い結果となる可能性があります。

下記の項目は、権利者が権利行使前の準備段階で注意すべきポイントです。

1. インドで対応する知的財産権を保有している場合、対象となる知的財産権が有効であることを確認する。なお、対象となる知的財産権がまだ出願係属中で権利が付与されていない場合は、他国での登録状況などを含めて、今後の登録の見通しを確認するとともに、コモンロー上の保護が受けられるかどうか。
2. 利用する知的財産権については、権利範囲を確認し、被疑侵害品や被疑侵害行為がその知的財産権の権利範囲に含まれるのかどうか。
3. インドの法律事務所から対象となる知的財産権の有効性や被疑侵害品の侵害判断に関する鑑定を入手しているかどうか。
4. どのような救済を求めるのか、つまりレイド、それに引き続く刑事告訴、また民事訴訟、またコモンローによる製造や販売の差止、また損害の賠償まで求めるのかどうか。
5. 関連する知的財産権の有効な証明書の準備。
6. 委任状などの全ての必要書類の正しい準備。
7. 被疑侵害者の侵害に関する情報や資料の適切な収集、準備。

4. 5 警告状

インドでは直接レイドによる対応が一般的であり、警告状の送付は相手に今後の対応を事前に知らせることになります。商標や著作権の場合は相手に逃亡や販売方法の変更をさせるのみになり、特許や意匠の場合は非侵害対策や無効対策が行われることになります。また、特許が公開されただけで警告をすると根拠のない侵害への警告と取られる可能性があります。従って、インドでは警告状を利用した権利行使はあまり勧められていません。

警告状が利用できる場面としては、被疑侵害対象者が相応の規模の企業であり、侵害行為を継続するような場合にのみと言われるので、民事訴訟などの場合になります。従って、警告書の送付については、現地の法律事務所と相談しながら対応することが望ましいと言えます。

インドで警告状 (Cease and Desist Notice) は、弁護士名で作成されることが

多く、侵害相手先、侵害の状況、権利者の情報、対象となる権利、例えば商標であれば、対象となる標章、権利者の情報、商標登録年度、登録分類や指定商品に併せ、他国での登録や著名性などを知らせるとともに、知的財産権を保護するためにしてきた活動を紹介します。そして、どのようにして侵害を知ったか、侵害の状況やそれを証明する写真などの証拠書類や侵害停止の要求や回答期限などを記載します。また、必要に応じて、回答や対応がない場合の法的措置などについても記載し、通知します。

警告状の送付方法は、通常は書留もしくは宅配便のような、相手先の受領を確認できる方法で送付します。また、弁護士事務所を通じて送付することにより、相手に対して法的措置を検討している意思表示も明確になります。

警告状を送付したことにより、侵害者と和解交渉が成功する場合は、和解契約書や念書を用意し、和解内容を明確に定めます。主な内容は、永久的侵害行為の中止、侵害品の引き渡し、仕入や販売先など取引先の開示などとなりますが、現地の法律事務所と相談の上、その内容を決めることをお勧めします。

4. 6 侵害に対する法的措置

知的財産権者は通常、法的措置として、レイドや税関対策による行政摘発と刑事告訴、または民事訴訟を検討することができます。専用実施権者や強制実施権者、また権利者が指定する一部の関係者も法的措置をとることができるかとされています。

●刑事告訴

インドで知的財産権者が刑事告訴をできるのは、主に商標権および著作権になります。特許権や意匠権の侵害を救済する刑事上の救済規定がありません。意匠については、著作権上の権利として対応できる可能性がありますので、その可能性を検討します。

●民事訴訟

一方、知的財産権者は、商標や著作権に加え、特許や意匠権についても知的財産権侵害に対する民事訴訟を行うことができます。

民事訴訟を起こす場合に注意しなければならないのは、未登録の権利による権利行使です。例えば特許の場合、認可前の出願係属中の特許出願に基づき提訴を行うことはできません。

また、インドでは侵害者が知的財産権の存在を知らないことを理由に、無実の罪を主張することにも注意を払う必要があります。従って、提訴の要件ではないが、パッケージやパンフレット、製品説明に潜在的な侵害者に対する告知を含めて商標権、著作権また特許権表示をすることが勧められます。

ところで、インドでは模倣品業者の急拡大や賠償金を支払わない事例が増えているために、最近では、新しい対応方法が取られ始めています。ソフトウェアなどで模倣品取扱業者が多い場合に、知的財産権者は多くの民事訴訟を起こすことは大変であるため、知的財産権者の代理人の弁護士や現地の代表者が今まさに模倣品を販売した模倣品取扱業者に対して、警告をするとともに模倣品を販売したことや法的措置を受けるリスクを承知している内容の模倣品販売証明 (Counterfeit Purchase Undertaking) を提出させる手法、一方、賠償金を支払えない模倣品取扱業者に対して、裁判所が特定企業の反模倣品キャンペーンに強制的に協力させたり、一定期間社会奉仕活動をさせたりするような命令を出すことが実際行われています。

現状のインドでの模倣品対策は模倣行為の差止や模倣品の販売中止を求めることが主要であり、損害賠償を求めるとすれば、侵害による被害額が巨額となるまたはその影響が大きい場合に限られると考えられます。

5. 侵害に対する救済手段

インドにおける知的財産権の権利行使に関する一般的な法規は次の 3 つになります。

- ① 民事訴訟法 (The Code Of Civil Procedure)
- ② インド刑法 (The Indian Penal Code)
- ③ 民刑事実施規則 (The Civil and Criminal Rules of Practice)

民事訴訟法は民事上の救済と権利行使、刑法は刑事上の救済、民刑事実施規則は裁判手続きを規定しています。一方、インドはコモンローの伝統と先判例の影響を受けますので、最高裁判所の判決は下位の裁判所の判断に影響することも考慮します。

知的財産関係法はすでに述べた通り、特許法、意匠法、商標法及び著作権法は

法定権利行使を規定しており、原産地表示法と半導体回路配置法は行政上の対応方法を規定しています。

5. 1 民事訴訟

インドは連邦制の国家であるが、裁判所は最高裁判所と各州に高等裁判所があり、その下に地方裁判所が設置される形式になっています。一般的に、知的財産権侵害に関する民事訴訟は被疑侵害者の居所、または侵害行為発生地を管轄する地方裁判所及び第1審を管轄するニューデリー、ムンバイ、コルカタとチェンナイの高等裁判所に提訴することになります。

民事訴訟は、商標権、著作権、特許権及び意匠権侵害またはパッシングオフなどについて、原告適格者の知的財産権者または専用実施権者などが民事裁判所に訴状と宣誓供述書を提出して、恒久的使用差止、損害賠償及び侵害品の引渡しや廃棄などの救済措置を求めることから始まります。また、原告は、例えば商標とパッシングオフなど複数の訴訟原因を一つの民事訴訟にまとめて提訴することができます。

訴状には、裁判所名、原告の名称と居所、被告の名称と居所、その裁判所が裁判管轄権を有する事実の説明、原告が求める救済内容、原告が認める請求の相殺範囲などを記載します。また、同時に提出する宣誓供述書には原告が提訴する事実および訴訟原因などすべてを記載します。

なお、提訴の時効は侵害発生から3年以内とインド期限法で定められています。従って、侵害の事実が発生した日または知った日から3年以内、また特許権侵害の場合で登録前に知った場合は特許の登録から3年以内です。

●民事訴訟の先制措置

原告は被告に対して、次のような先制的裁判所命令を得ることができます。

(1) 仮差止命令

仮差止命令は民事訴訟法などに規定されるもので、裁判審理中に被告がその侵害行為を継続させないようにするためのものです。原告はこの命令を求めるために、その救済を受けるための一応の事実や回復不能の損害などを証明しなければなりません。

(2) アントンピラー (Anton Pillar) 命令

アントンピラー命令は、被告が侵害品やその他の侵害行為を示す重要な証拠を廃棄したり、処分したり、また隠匿する可能性がある場合、そうした行為を防止しするために、事前通知なく侵害品や証拠の調査や押収を認める一方的命令です。

(3) マレーバ (Mareva) 差止命令

マレーバ差止命令とは、被告の銀行口座を凍結し、その保有する資産を処分させないための命令で、被告がその資金や資産を使い果たしたり、処分したりすることで判決が執行できず、意味のないものにさせるような行為を防止するためのものです。これは民事訴訟法にある判決前の中間命令 (interlocutory order) に似ており、裁判審理や侵害事実の判定が終わるまでの期間が認められます。

(4) ノーウィチ・ファーマシューティカル (Norwich Pharmaceutical) 命令

ノーウィチ・ファーマシューティカル命令とは、侵害に関連する情報開示をさせるための命令で、侵害品やその材料の提供元など情報を得ることができるとのことです。利用できるのはまれです。

● 民事訴訟

原告は地方裁判所に訴状を提出することから始まります。訴状はそのコピーが被告に送られ、被告は 30 日以内に弁駁書や補助書類を提出することができます。

その後、裁判所は日時を決めて召喚状を両当事者または代理人である弁護士に送ります。被告が出頭しなければ、裁判所は原告が提出した一方的な証拠と宣誓供述書及び補助書面に基づき最終弁論を行い、判決を出します。裁判所は被告が出頭した場合には日程を決めて、争点の明確化、侵害品サンプルなどの証拠の提出を受けて、証人尋問を行います。そして、最終弁論を終えて、30 日以内に判決を出します。高等裁判所への控訴は 90 日以内、もし第 1 審が高等裁判所で一人の判事でなされた場合は 30 日以内に高等裁判所に行くこととなります。

特許や意匠の権利侵害の場合、被告は高等裁判所に無効の反訴を行うことができます。その場合、訴訟自体はすべて高等裁判所に移送されます。被告は無効の反論以外に、原告適格、非侵害の抗弁、不知による無実の主張や黙示のライセンスなどを主張することが考えられます。従って、原告は提訴前に、こうした主張に対応できるよう現地法律事務所に有効性鑑定、侵害鑑定などについて、相談をすることが必要です。

未登録の商標によるパッシングオフで民事訴訟を行う場合、被疑侵害者が販売を開始する前に、原告がその事業で十分な商権や名声を得ているかどうか、被疑侵害者による誤認行為が明らかに原告の商権や名声を傷つけるものとなっているかどうか、被疑侵害者がそうした事業で一定の成果をあげているかどうかなどを証明する必要があります。こうした点について、現地の法律事務所と勝算を含め、提訴前に十分協議検討することが必要です。

勝訴した場合に、原告が受けられる損害賠償の範囲は実質的な損害に加えて、被告が侵害により得た利益、侵害品による利益を含めることができますが、品質の悪い侵害品による利益や販売による利益は過小であり、また明確にすることは難しいところです。また被告の支払い能力の問題もあります。従って、恒久的差止命令や侵害品の引渡しや処分など限られたものになります。商標や意匠の場合は法定の賠償額や罰則が規定されています。

5. 2 刑事告訴

インドでは調査会社や法律事務所による調査結果に基づいた刑事的なレイドがよく用いられています。刑事上のレイドは以下の手続きで行われます。

●レイド手続き

知的財産権者が告訴人として模倣品や侵害品の取扱業者の所在地の警察署に告訴状を提出することから開始されます。告訴に当たっては、事前に行った模倣品、侵害品や被疑侵害者の調査結果により確認できた事実に基づいて、告訴状を作成します。

告訴状に基づき、副監察官クラスの警官が告訴に基づきレイドを行いますが、レイドには告訴人及び模倣品や侵害品と真正品を識別できる専門家の同行が求められます。商標権侵害の場合は、商標局による確認が求められます。そして、告訴人の代理人とともに警察はレイドを実施し、模倣品や侵害品を差押え、被疑侵害者は逮捕されます。その後、警官は初期調書（FIR : First Information Report）を作成します。この初期調書に基づき、警察は実質的な調査を行うこととなります。

レイドを実施するための必要書類は次の通りです。

- ① 委任状（Power of Attorney/ Letter of Authority）
- ② 商標または著作権登録証

- ③ 技術専門家証書（会社が発行する真正品を見分ける技能証明）
- ④ 真正品と侵害品の識別文書

レイドのタイミングについては現地の調査会社や法律事務所と連携をとり、実質的な証拠の入手や侵害者を確保できるように実施する時期を決めることが肝要です。

なお、こうした潜在的な模倣品業者に対してレイドを実施するための告訴に当たっては、市場で模倣品販売の状況やその品質などについて十分な評価を行うことが求められます。

● 刑事告訴

刑事告訴は、商標権や著作権に対する違法行為に対して、その違法行為がなされた地域を管轄する治安判事に告訴状が提出されることによって開始されます。警察によるレイドが実施されている場合には、警察当局の初期調書に基づき検察が起訴を行います。一方、裁判所に令状を申請して立ち入り調査を行い、初期調書の作成後警察に起訴する手続きもあります。なお、通常、レイドの告訴人である知的財産権者は、刑事告訴については直接関与することはありません。

起訴後、治安判事は提出された押収記録および留置記録に基づき違法行為を審理し、被告に召喚状を出します。その後、治安判事は起訴状を作成し、刑事訴訟法の規定に基づき罪状認否、起訴事実確認、起訴内容の弁論と進み、原告からの証拠提出を経て、最終弁論、判決のプロセスになります。

刑事罰としては、罰金、禁固、商品の差押えと没収が言い渡されます。参考まで、商標及び著作権での違法行為に対する刑罰や罰金は以下の通りです。

● 商標法上の規定

第 103 条及び第 104 条 虚偽商標若しくは取引表示などの使用及びこれらを使用した商品の販売またはサービスの提供に対する罰則

反証が立証できない限り、6 ヶ月以上 3 年以下の禁固に処し、50,000 ルピー以上、200,000 ルピー以下の罰金を併科する。

ただし、裁判所は判決に記載すべき十分かつ特別の理由により、6 ヶ月未満の禁固または 50,000 ルピー未満の罰金に処することができる。

第 105 条 再犯または累犯に対する加重罰則

第103条または第104条違反により既に有罪の宣告を受けた者が前記違反で再度有罪を宣告されたときは、再犯及び各累犯について、1年以上3年以下の禁固に処し、100,000ルピー以上200,000ルピー以下の罰金を併科する。ただし、裁判所は、判決に記載すべき十分かつ特別の理由により1年未満の禁固または100,000ルピー未満の罰金に処することができる。

第106条、第81条違反の反物等の出荷に対する罰則

反物、糸束、綿より糸、並びにこれらの包装に使用された物、及びその他の物を政府により没収し、1,000ルピー以下の罰金に処する。

第107条 虚偽の商標登録表示に対する罰則

何れかに違反したときは、その者は3年以下の禁固若しくは罰金に処し、またはこれらを併科する。

●著作権法上の規定

著作権法上の罰金および禁固の規定は第63条以下に細かな規定があり、その適用は条件により異なりますが、最近の改正により罰金は最低で50,000ルピー、最大で200,000ルピー、禁固は最短で6カ月から最大3年まで、そしてこれらの併科も可能であることが規定されています。なお、再犯の場合は、最低が倍となり、罰金は最低で100,000ルピー、禁固は最短で1年となり、同様に併科も可能となっています。

5. 3 税関による水際取締り

インドの税関はその管理地域を東西南北の4つのゾーンに分け管理されており、主要な管理地は下記の通りです。それぞれの地区にいくつかの税関拠点を置き、輸出入管理業務を行っています。

北ゾーン：ニューデリー、メラート、パンチャクラ、ロータク、

東ゾーン：バネーシュワル、ディブルガル、コルカタ、

南ゾーン：ポンディシェリ、パンガロール、マイソール、チェンナイ、コーチ、カリカット、

コーチン

西ゾーン：アーメダバード、プネー、ムンバイ、ラージコート、ナーグプル、

知的財産権を侵害する商品の輸入規制は、1962年関税法第11条に定める税関の権限及び2007年知的財産権（輸入商品）施行規則により、次に掲げる知的財産

権を侵害する商品の輸入を禁止しています。(2007年5月8日付通知第47号、第49号—関税(N.T.)参照)。

- ① 虚偽商標または虚偽の取引表示を付した商品
- ② インド国外で製造または生産された販売目的の商品で意匠法による意匠が適用されたもの
- ③ インド国外で製造または生産された販売目的の製品で特許法による特許が適用されたもの
- ④ インド国外で直接得られた販売目的の製品で特許法による方法特許が適用されたもの
- ⑤ 虚偽の地理的表示を付した商品
- ⑥ 著作権法により輸入が禁止される商品

また、模倣品や侵害品の輸入を禁止する条件及び手続き、いわゆる税関登録及びその後の水際措置については、2007年10月29日の通達第41号に詳述されています。

まず、知的財産権者は税関所長に侵害品の輸入禁止を求める通知書を提出します。書式は定型のものであり、一般保証書と2,000ルピーの申請料とともに申請します。提出先はどの税関でもかいません。提出された通知書は通知の受領日から30営業日以内に、方式審査などを行い、登録の可否が通知されます。

この登録により、被疑侵害商品のインドへの輸入は禁止されたものとみなされます。また併せて通知書に記載された事項はすべての税関に連絡されます。このように、ひとつの税関に手続きを行うだけで、インド全域で被疑侵害品の輸入が差止められる体制が整います。

この申請により、税関当局が輸入品でその知的財産権を侵害する疑いがあると判断した場合、税関はその商品の通関を停止し、輸入者および知的財産権者またはそれぞれの代理人に速やかに通知します。知的財産権者またはその代理人は、10営業日以内(10日間の延長可)に確認手続きに参加しなければなりません。この確認手続きに参加しない場合は、商品は通関されます。参加する場合には、保証書と保証金(商品価格の約25%)の支払いが求められます。

税関は知的財産権者またはその代理人に商品の検査の機会を与え、必要に応じて検査や分析用のサンプルを提供します。税関が商品の判断を行い、その商品が知的財産権を侵害していると判断した場合、その侵害品の没収、廃棄の処分をす

ることができます。こうした一連の費用は知的財産権者の負担になります。

最近では税関での知的財産データベースが整備され、侵害品の差止に効果が上がっているとの報告があります。しかし、特許権や意匠権などについては権利侵害判断が難しいため、積極的な対応を行われていない現状があるとの報告もあるので、今後の改善に期待する状況であります。なお、模倣品を判別するための積極的な情報提供などが税関側からは求められています。

5. 4 その他の紛争処理

●裁判外救済措置（ADR 代替的紛争解決）

1999 年に改正されたインド民事訴訟法に第 89 条が追加され、裁判所は事件解決に対して双方が納得する場合、その紛争のために裁判外の紛争解決手段をとることができることと定められました。この改正を受けて、裁判所は仲裁や調停による和解を選択することが可能になり、知的財産権紛争ではニューデリーの裁判所中心に調停による解決策が取られるようになりました。従って、最近の係争では、裁判中であっても両当事者が仲裁による解決を選択することがよく見られます。

また、インド仲裁委員会（The Indian Council of Arbitration）、裁判外紛争解決国際センター（The International Centre for Alternative Dispute Resolution）、またインド調停仲裁協会（Indian Institute of Arbitration & Mediation）などが独自に仲裁、調停、ロク・アダラト（Lok Adalats）などで和解などの代替的な紛争解決をすることもあります。しかし、知的財産権侵害問題で、その利用はまだ見られない模様です。

なお、ロク・アダラトはインド固有の民間裁定機関であり、紛争を非公式に解決する任意団体として出発しました。訴訟前の紛争のみならず、裁判所で係属中の係争についても、当事者間の効果的な和解をもって解決する能力があります。

●インターネットアドレス紛争調停委員会の調停

インドでも著名な商標や有名人の名前と同一、または類似するドメイン名、時には将来販売できると考えるドメイン名を不法に登録したり、販売目的で取得したりするサイバースクワッティング（インターネット不法占拠）がみられます。このようにサイバースクワッター（不法占拠者）がいったんドメインを取得してしまうと、たとえ商標権者でも取得できませんので、商標権者の権利を侵害していると言えます。また、そのドメイン名を利用して類似する事業を行う場合はパッ

シングオフを構成すると考えることができます。

インドでは、2004年に情報技術省の国家ソフトウェア技術センター（NCST）が国レベルのドメインである.INの登録機関として、インドドメイン（.IN）登録局に法的権限を認定しています。また、2000年インド情報技術（IT）法及びINドメイン紛争解決方針（INDRP）が紛争解決に利用されます。

通常、IN登録局は持ち込まれた紛争に対して、INDRPの規定に基づき、局内に登録されている仲裁人に委嘱を連絡するとともに、両当事者に仲裁人の指名を通知します。仲裁人はその委託を受領後3日以内に被疑侵害者に通知し、1996年仲裁及び調停法とその関連規定に基づき仲裁手続きを開始します。仲裁人は裁定内容を60日以内に申立人に通知します。この期間は事情によりさらに30日の延長が可能で、仲裁人は理由とともにその状況を通知しなければなりません。

仲裁人はIN登録局に提出されたあらゆる書類や答弁などを確認し、透明性を確保しながら仲裁を実施します。この手続き期間中に、特例を除いて、面談や電話会議など直接関係者との接触はありません。仲裁内容はドメイン名登録の取消もしくは譲渡になります。なお、仲裁手続きに被疑侵害者である所有者はそのドメイン名を他人に移転することは禁じられています。最終的に譲渡となった場合は、仲裁手続き終了後15営業日以内に譲渡手続きを行うこととなります。

6. 留 意 事 項

登録のない商標や意匠については、著作権による権利行使ができる可能性があります。たとえば、ロゴやスローガンを含むような商標の場合、また著作物性のある意匠の場合は、ベルヌ条約やインド刑法に基づき、その詐欺的利用などに対して権利行使ができる可能性があります。

知的財産権の存在を知らないことによる防御がされる場合があります。特許や植物新品種や半導体回路配置などの権利の存在を知らない侵害者の場合、民事や刑事訴訟による権利行使はできないと考えられます。

また、並行輸入品や販売後の横流し品に対しては、並行輸入や知的財産権の消尽を理由に、特許や商標権による権利行使ができないことがあります。著作権の

場合は適用が複雑ですので個別に確認する必要があります。

インドでは、関連法規で取上げた法令以外でも模倣や侵害行為に利用できるものがあります。たとえば、2000年情報技術法では意図的にコンピュータプログラムやインターネット上での犯罪について対応を規定しています。また、石油製品の場合は環境関連法規に違反する可能性がありますので、環境保護法や汚染に対する水の管理と防御法などを利用できる可能性があります。

上記のいずれの場合も、現地の法律事務所に相談することをお勧めします。

7. その他の関連団体

7. 1 名称 インド商工会議所連盟

Federation of Indian Chamber of Commerce & Industry

住所： Federation House

Tansen Marg

New Delhi 110001 India

電話： +91-11-2373-8760/ 2335-7390

FAX： +91-11-2332-0714

Web： www.ficci.com/ficci/index.htm

7. 2 名称 国家知的財産管理協会

National Institute for Intellectual Property Management

住所： CGO Complex, C Block, Seminary Hills,

Near TV Tower, Nagpur,

Maharashtra 440006 India

電話： +91-712-251-1380 / 251-0088 / 2510-535

FAX： +91-712-251-0186 / 251-2040

WEB： www.ipindia.nic.in

7. 3 名称 技術情報予測及び評価協議会

Technology Information, Forecasting & Assessment Council

TIFAC

住所： 'A' Wing, Vishwakarma Bhavan,

Shaheed Jeet Singh Marg

New Delhi 110 016 India

電話 : +91-11-2659-2600/ 4252-5600

FAX : +91-11-2696-1158

WEB : www.tifac.org.in/

**7. 4 名称 インド (. IN)ドメイン登録局
. IN Registry**

住所 : c/o NIXI (National Internet eXchange of India)
Regd. Office: Incube Business Centre, 5th Floor,
18, Nehru Place

New Delhi 110019 India

電話 : +91-11-3061-4624~5

FAX : +91-11-3061-4629

WEB : www.nixi.in

**7. 5 名称 国家ソフトウェア及びサービス会社協会
National Association of Software and Service Companies
(NASSCOM)**

住所 : International Youth Centre
Teen Murti Marg, Chanakyapuri
New Delhi 110 021 India

電話 : +91-11-2301-0199

FAX : +91-11-2301-5452

WEB : www.nasscom.org

**7. 6 名称 インド上演権協会
Indian Performing Rights Society**

住所 : 208, Golden Chambers, 2nd floor,
New Andheri Link Road, Andheri (West)
Mumbai 400 058 India

電話 : +91-22-2673-3748~3750

FAX : +91-22-2673-6658

WEB : www.iprs.org